

事 務 連 絡

平成17年5月20日

北海道開発局建設部建設行政課長 殿

各地方整備局水政課長 殿

各都道府県河川管理担当課長 殿

札幌市河川管理担当課長 殿

横浜市河川管理担当課長 殿

静岡市河川管理担当課長 殿

大阪市河川管理担当課長 殿

国土交通省河川局水政課企画専門官

常 法 直 昭

包括占用の利用に係る手引きについて

標記について、「包括占用利用の手引き」を別紙のとおり作成しましたので、参考として下さい。

包括占用利用の手引き

「包括占用の特例」については、平成11年8月の河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)の改正により、「地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断することができるようにするための制度」として設けられたものでありますが、この特例が設けられて5年が経過した現在、「包括占用の特例」を利用した占用許可案件は10数件といまだ少ない状況となっております。

そのため、「包括占用の特例」が、今後より一層活用されることを期待し、また、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるよう、包括占用許可対象者の拡大など準則の一部を改正した旨、国土交通事務次官より平成17年3月28日付けで通達され、併せて同日付けの河川局長通達により、地域活性化のために河川敷地を利用するにあたって、その利用について地方公共団体等が主体的に判断できる包括占用制度の活用を促進するよう、包括占用の利用に係る手引きを別途作成し送付するとされたところです。

この手引きは、「包括占用の特例」の概要、「包括占用の特例」利用の流れ(イメージ)、「包括占用の特例」を利用するための具体手続き、の3部構成とし、包括占用制度の活用促進を図るとの通達の趣旨を踏まえたものとなっておりますので、この手引きを参考にし、包括占用の活用に努めて頂ければ幸いです。

目次

1 .「包括占用の特例」の概要	1
1 - 1 包括占用区域の決定	
1 - 2 包括占用に係る許可の申請	
1 - 3 包括占用の許可	
1 - 4 包括占用区域の具体的利用方法の決定	
1 - 5 施設の設置等に係る許可の申請	
1 - 6 施設の設置等の許可	
包括占用における地方公共団体等、施設設置者、河川管理者の関係	2
包括占用イメージ図	3
2 .「包括占用の特例」利用の流れ（イメージ）	4
2 - 1 包括占用区域の決定	
2 - 2 包括占用に係る許可の申請	
2 - 3 包括占用の許可	
2 - 4 包括占用区域の具体的利用方法の決定	
2 - 5 施設の設置等に係る許可の申請	
2 - 6 施設の設置等の許可	5
施設の設置（公園・運動場）	
施設の設置（水上バス船着場・船舶係留施設）	
施設の設置（駐車場・売店・便所）	
施設の設置（花壇・ベンチ（特定非営利活動法人による））	
3 .「包括占用の特例」を利用するための具体手続き	8
3 - 1 「包括占用の特例」を利用した占用許可	8
3 - 2 包括占用区域の決定に係る協議	9
3 - 2 - 1 包括占用区域の決定	
3 - 2 - 2 包括占用区域の決定に係る協議の際の留意事項	
3 - 3 包括占用許可の手続き	12
3 - 3 - 1 申請書類	
3 - 3 - 2 許可にあたっての留意事項	
3 - 4 包括占用許可後の手続き	15
3 - 4 - 1 包括占用区域及び許可の内容の周知	
3 - 4 - 2 包括占用区域の具体的利用方法の決定	
3 - 4 - 3 使用契約の締結	
使用契約書例	
3 - 4 - 4 工作物の設置等の許可	
3 - 4 - 5 河川現況台帳への記載	
3 - 4 - 6 包括占用許可の継続申請	

1. 「包括占用の特例」の概要

1. 包括占用区域の決定 (準則第16)

・治水、環境の保全等の河川管理上の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）が河川管理者と協議して決定する。

2. 包括占用に係る許可の申請 (準則第19第1項・第20第2項)

・地方公共団体等が行う河川法（以下「法」という。）第24条（土地の占用の許可）の許可申請である。
・占用目的を具体的に特定する必要はない。

[一般の占用の場合は、占用目的を具体的に特定した上で、法第24条、第26条第1項等の許可申請は同時に行う。]

3. 包括占用の許可 (準則第16第1項・第19第2項、第3項)

4. 包括占用区域の具体的利用方法の決定 (準則第16第1項・第17・第19第2項)

・地方公共団体等は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、具体的な利用方法（公園など準則第7第1項に規定する占用施設に該当する施設）を自ら決定することができる。

地方公共団体等 (使用契約) 施設設置者
(一般の占用の主体となりうる者)

・地方公共団体等は、施設設置者と使用契約を締結し、包括占用区域を占用施設に該当する施設（以下「施設」という。）の設置を目的として使用させることができる。(準則第18)

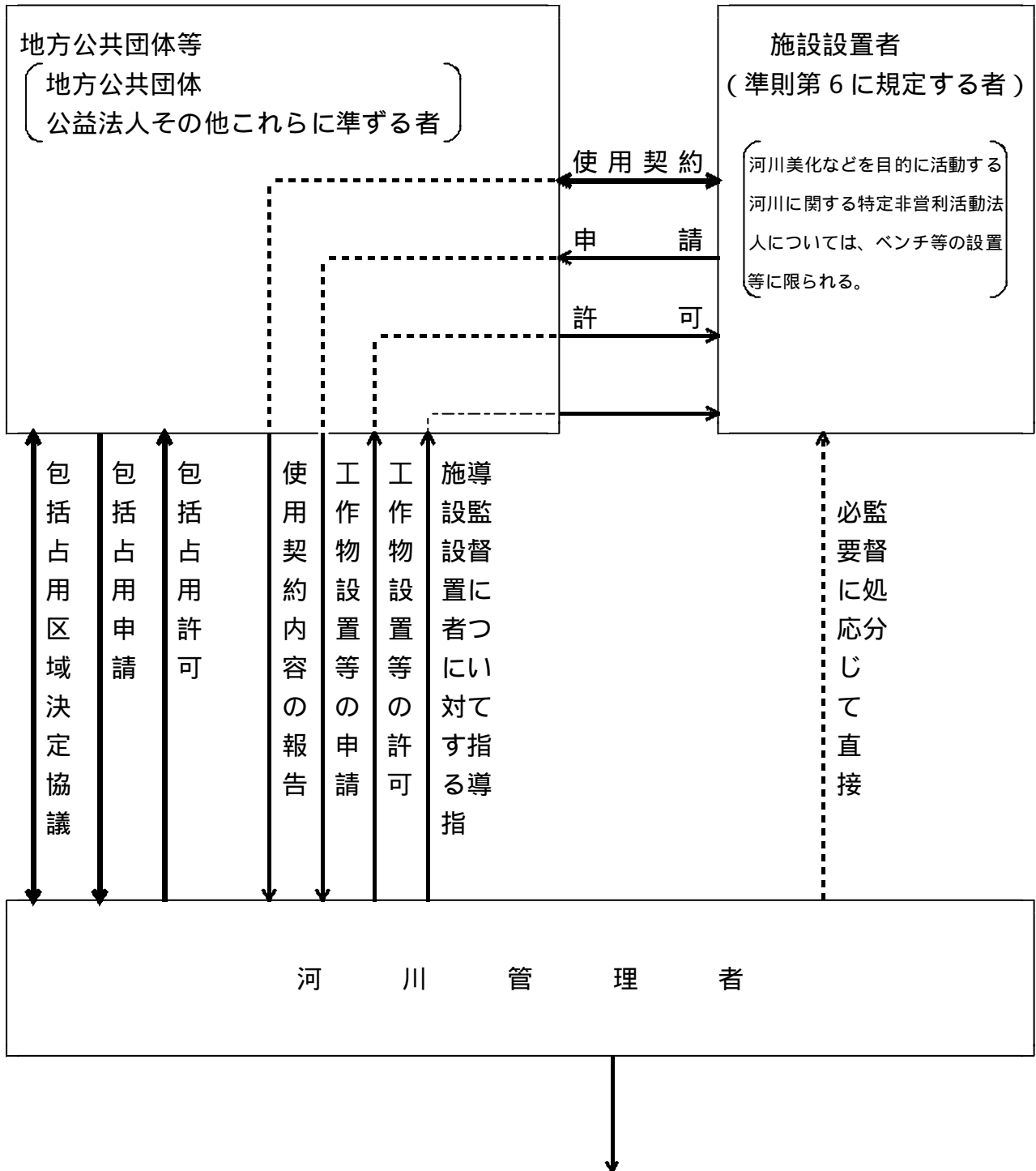
5. 工作物の設置等に係る許可の申請 (準則第20第1項、第2項、第3項)

・地方公共団体等又は施設設置者が行う法第26条第1項（工作物の新築等の許可）、第27条第1項（土地の掘削等の許可）の許可申請。
・治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植（以下「ベンチ等の設置等」という。）については、その設置等の範囲及び上限の数を記載すれば足りる。
・河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限り、包括占用区域を使用することができる。

[一般の占用の場合は、個々の工作物等について、設置等箇所の特定等が必要である。]

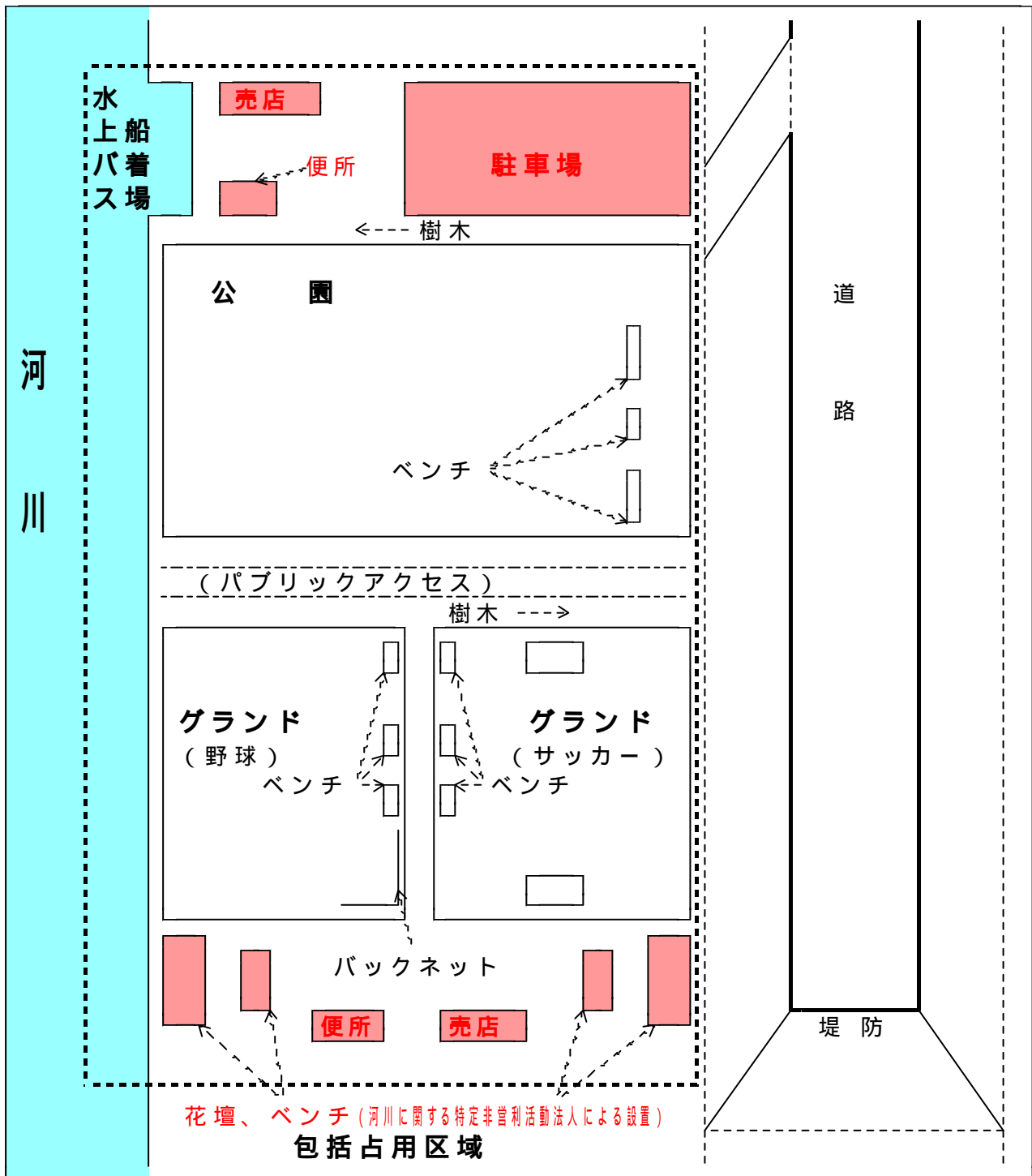
6. 工作物の設置等の許可 (準則第20第4項、第5項、第6項)

包括占用における地方公共団体等、施設設置者、河川管理者の関係



河川現況台帳調書（丙の6）へ記載

包括占用イメージ図



包括占用の目的に適合する駐車場、売店について、包括占用区域内の適正な箇所に設置できる。

特に、駐車場は、1箇所に集約することができるため、敷地の有効利用が図られる。

河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限り、包括占用区域を使用することができる。

2. 「包括占用の特例」利用の流れ（イメージ）

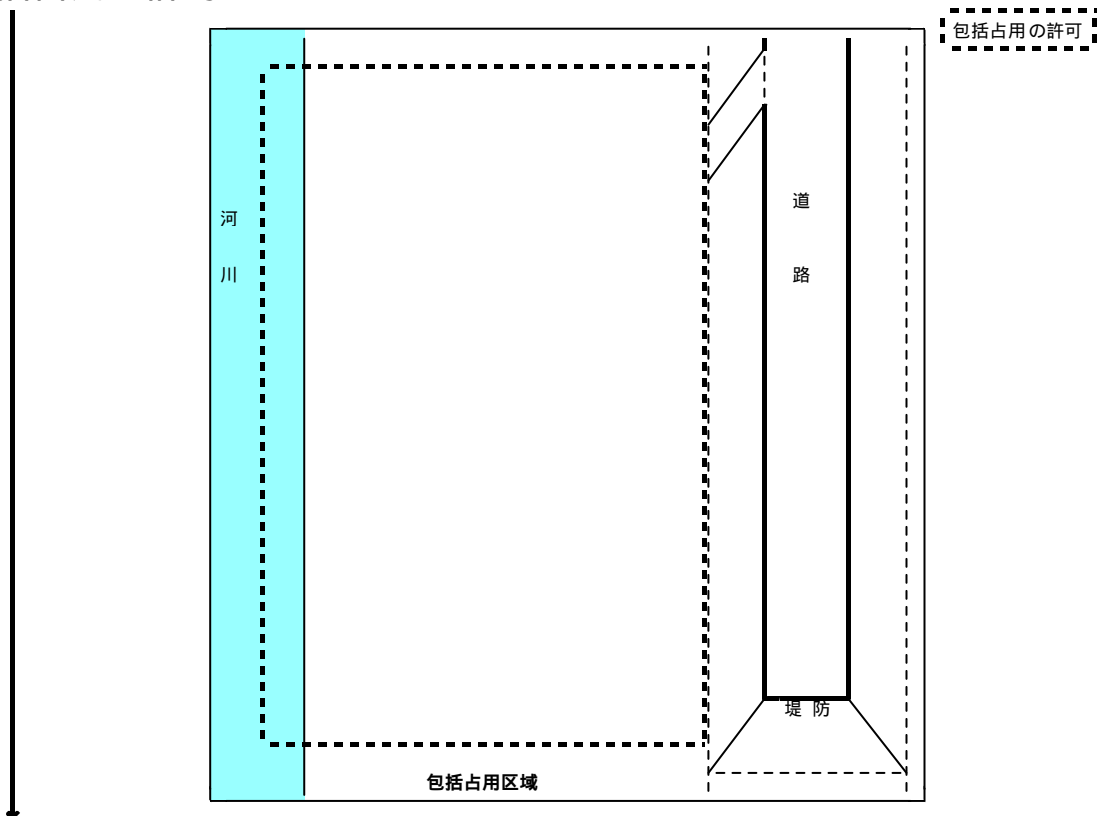
1. 包括占用区域の決定



2. 包括占用に係る許可の申請

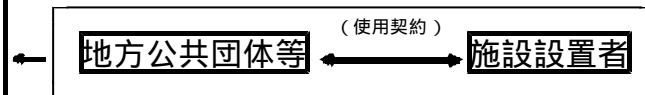
- ・ 包括占用区域を対象とする。
- ・ 地方公共団体等が行う法第24条（土地の占用の許可）の許可申請である。
- ・ 占用目的を具体的に特定する必要はない。
〔具体的利用方法は占用の許可後に決定。〕
〔一般の占用の場合は、占用目的を具体的に特定した上で、法第24条、第26条第1項等の許可申請を同時に行う必要がある。〕

3. 包括占用の許可



4 . 包括占有区域の具体的利用方法の決定

- ・地方公共団体等は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、具体的な利用方法（公園など準則第7第1項に規定する占有施設に該当する施設）を自ら決定することができる。



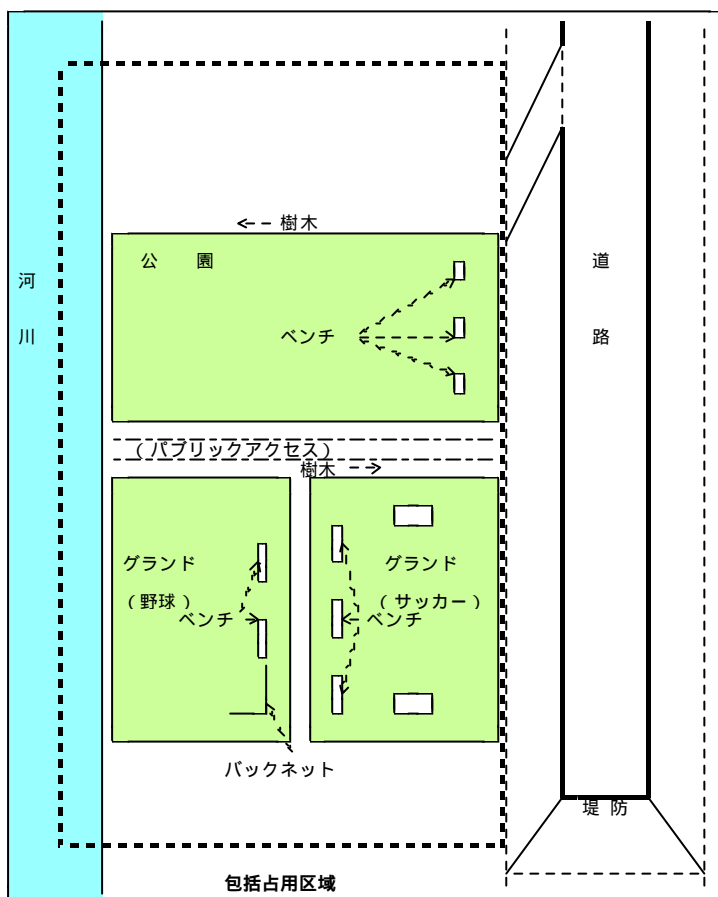
- ・地方公共団体等は、施設設置者と使用契約を締結し、包括占有区域を施設の設置を目的として使用させることができる。

5 . 工作物の設置等に係る許可の申請

- ・地方公共団体等又は施設設置者が行う法第26条第1項（工作物の新築等の許可）、第27条第1項（土地の掘削等の許可）の許可申請。
- ・ベンチ等の設置等については、その設置等の範囲及び上限の数を記載すれば足りる。
- ・河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限り、包括占有区域を使用することができる。

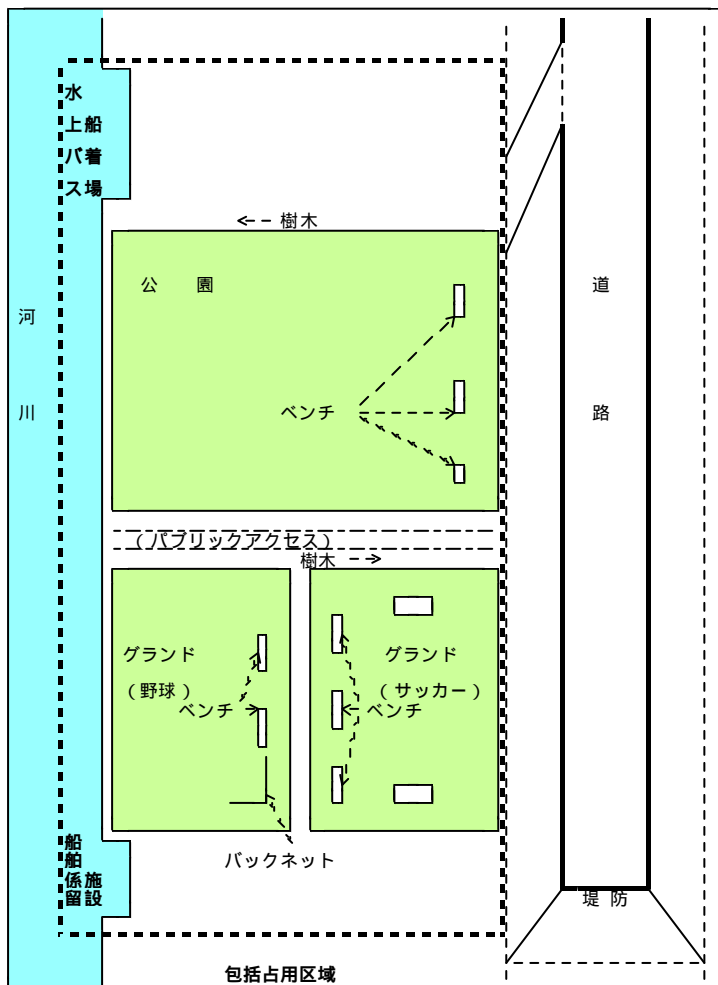
6 . 工作物の設置等の許可

包括占用区域活用例（イメージ）



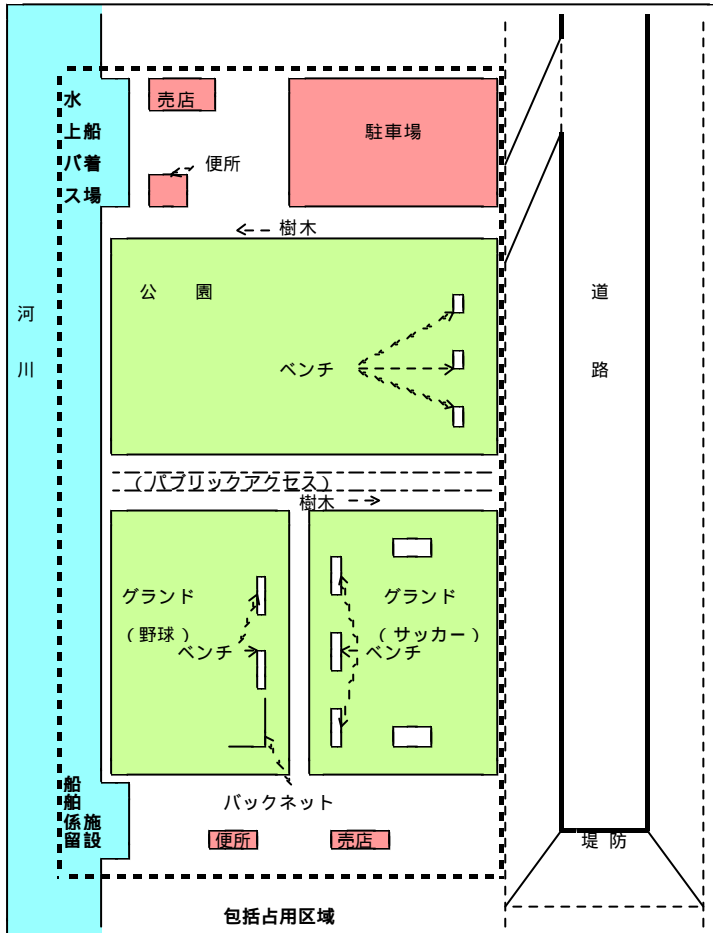
施設の設置 (公園・運動場)

治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を記載すれば足りることとなっています。



施設の設置 (水上バス船着場・船舶係留施設)

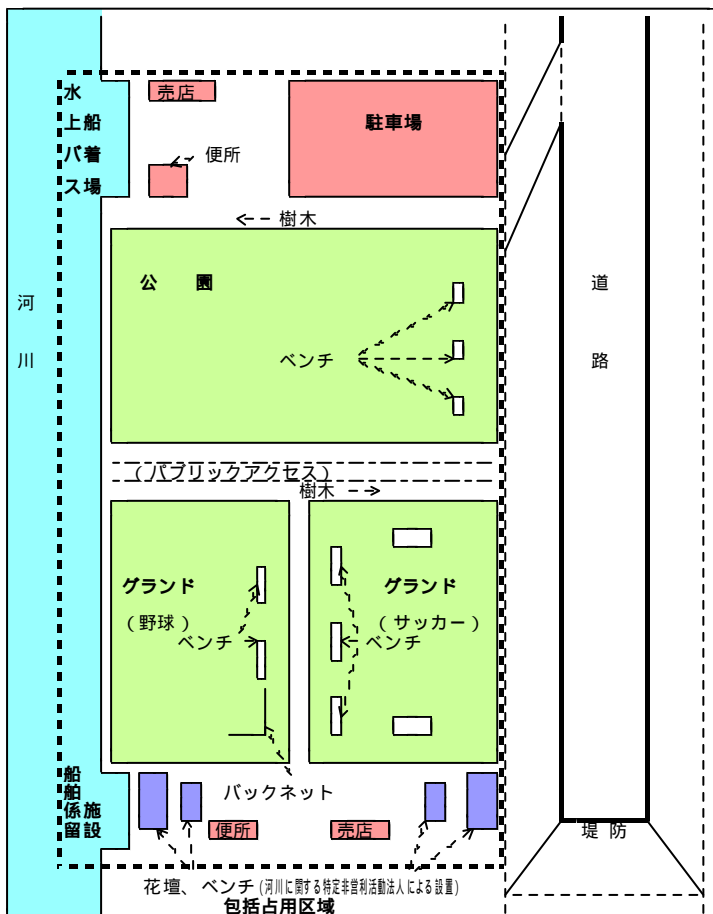
水上バス船着場の使用者については、地方公共団体等や水上公共交通を担う旅客航路事業者が想定されます。
船舶係留施設の使用者については、地方公共団体等や河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者が想定されます。



施設の設置

(駐車場・売店・便所)
 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に配置することができます。

また、便所については、河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設として、適正な箇所に配置することができます。



施設の設置

(花壇・ベンチ(特定非営利活動法人による))

治水支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植を目的とする場合に限り、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人に対しその使用を認めることができます。

3 . 「包括占用の特例」を利用するための具体手続き

3- 1 「包括占用の特例」を利用した占用許可

「包括占用の特例」では、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）が、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的利用方法を決定することができます。（地方公共団体等が主体的に判断できます。地方公共団体等の創意工夫を活かすことができます。）

また、包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第6に規定する者に包括占用区域の全部又は一部を準則第7に規定する占用施設の設置を目的として使用させることができます。（河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限られます。）

なお、包括占用区域の具体的利用方法は、次の事項に沿ったものである必要があります。

- ・ 河川整備計画その他河川の整備、保全又は利用に係る計画
（当該計画が定められている場合）
- ・ 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針
（基本的な方針が定められていない場合は、地方自治法第2条第5項の規定に基づく市町村の建設に関する基本構想又はその他議会の議決を経て定められた計画等）

3-2 包括占用区域の決定に係る協議

3-2-1 包括占用区域の決定

包括占用区域は、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、地方公共団体等が河川管理者と協議して決定することとなっています。(準則第16第2項)

【包括占用協議書等記載例】

[協議書記載例]

	文 書 番 号
	平 成 年 月 日
事務所長殿	
	申請者：住所 市
	氏名 市長 印
河川敷地の包括占用区域に係る協議について	
標記について、河川敷地占用許可準則第十六第2項の規定に基づき、下記のとおり包括占用区域の決定をしたいので協議します。	
記	
1 河川の名称	川水系 川 岸
2 包括占用の利用目的	基本計画に基づき、等の施設設置を目的とした包括占用
3 包括占用区域	市 町 地先 (別添「包括占用区域図」のとおり) 位置図(5万分の1程度)及び包括占用区域図(実測平面図)
4 その他参考事項	別添図書のとおり 市町村の計画等

[回答書記載例]

文 書 番 号
平 成 年 月 日

市長殿

事務所長

河川敷地の包括占用区域に係る協議について

平成 年 月 日付け（文書番号）で協議のあった包括占用区域については、
下記のとおり同意する。

なお、速やかに、包括占用に係る河川法第24条の許可の申請をされたい。

記

- 1 河川の名称 川水系 川 岸
- 2 包括占用の利用目的 基本計画に基づき、 等の施設設置を目的とした包括占用
- 3 包括占用区域 市 町 地先
(別添「包括占用区域図」のとおり)
位置図(5万分の1程度)及び包括占用区域図(実測平面図)

3-2-2 包括占用区域の決定に係る協議の際の留意事項

各河川管理者は、地方公共団体等との包括占用区域の決定に係る協議に際して、次の事項に留意する必要があります。

- イ 河川整備計画、河川環境管理基本計画等との整合性
- ロ 河川敷地の土地の権原関係及び土地の利用状況
- ハ 施設の設置ができない区域、条件整備が必要な区域等であるか確認

〔施設の設置ができない区域の例〕

- ・ 準則第 8 に掲げる治水上又は利水上の基準、工作物設置許可基準（平成 6 年 9 月 2 日付け建設省河治発 7 2 号）に照らし、占用許可が不可能な場所
- ・ 河川環境管理基本計画の「自然ゾーン」となっている場所

〔条件の整備が必要な区域等の例〕

- ・ 利用可能な敷地ではあるが、敷地の大部分が私有地となっている場所
- ・ 河川整備計画等で河川の保全すべき河川敷地となっている場所（占用目的を限定）
- ・ 河川環境管理基本計画の「自然利用ゾーン」となっている場所（占用目的を限定）
- ・ すでに占用施設があり、包括占用するには既占用者との調整が必要な場所

3-3 包括占用許可の手続き

3-3-1 申請書類

河川法施行規則第12条に定める必要書類を添付し、申請することとなります。

- ・ 別記様式第八の(甲)及び(乙の2)
- ・ 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- ・ 縮尺5万分の1の位置図
- ・ 実測平面図
- ・ 面積計算書及び丈量図
- ・ 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- ・ その他参考となるべき事項を記載した図書

以上のほか、次の図書を必ず添付する必要があります。

- ・ 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針
なお、基本的な方針が定められていない場合は、地方自治法第2条第5項の規定に基づく市町村の建設に関する基本構想又はその他議会の議決を経て定められた計画等

上記図書は、包括占用の許可後に地方公共団体等が具体的利用計画を決定するという包括占用の特殊性から、河川敷地の利用について、議会の関与等により公認された計画的なものであることを担保するものとして、特に申請書への添付が必要となります。

[許可申請書記載例]

別記様式八(甲)

許可申請書	
平成 年 月 日	
地方整備局長殿	
知事殿	
市長 殿	
(市は、河川法第9条第5項による権限委譲を受けた政令指定都市に限る。)	
申請者：住所	市
氏名	市長 印
別紙のとおり河川法第24条の許可を申請します。	

(乙の2)

(土地の占用)	
1 河川の名称	水系 川 岸
2 占用の目的及び態様	基本計画に基づき、 等の施設設置を目的とした包括占用
3 占用の場所	市 町 地先
4 占用面積	, m ²
5 占用の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3-3-2 許可にあたっての留意事項

包括占用の許可にあたっては、準則第13第2項に掲げる事項の外、特に次の事項に配慮し、必要な条件を付すこととなります。

包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、施設設置者に包括占用区域を使用させる場合には、準則第18第2項に規定する包括占用区域の使用に係る契約(以下「使用契約」という。)を締結すること。

包括占用の許可を受けた地方公共団体等が、施設設置者と使用契約を締結し、又は変更したときは当該契約の内容を河川管理者に報告させること。

包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、包括占用区域を適切に使用するよう施設設置者を指導監督すること。

包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の植栽等(以下「工作物の設置等」という。)を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行うこと。

において、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、包括占用の許可を受けた地方公共団体等を経由して行うものとする。

包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知すること。

なお、内閣総理大臣が認定した地域再生計画区域内において、包括占用その他の占用の許可申請があった場合は、市町村の意見聴取期間の短縮の協力を得るなどにより、許可手続に要する期間の短縮化(標準処理期間3ヶ月のところ、原則として1ヶ月を目安とします。)を図り、優先的な処理に努めて頂くようお願いします。

3-4 包括占用許可後の手続

3-4-1 包括占用区域及び許可の内容の周知

包括占用区域及び許可の内容の適切な公示方法による周知は、原則として、地方公共団体等が包括占用区域の見やすい場所に許可の内容を明示した看板等を設置するほか、包括占用区域の範囲がわかるよう措置（占用境界標柱の設置等）することになります。

また、包括占用区域を地域住民に広く周知し、河川敷地の有効利用が図られるよう適宜地方公共団体の広報等へ掲載することなどを併せて行うことも有効です。

[看板等の記載例]

河川占用許可標識（包括占用）	
占 用 目 的	基本計画に基づき、等の施設設置を 目的とした包括占用
占 用 許 可 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
占 用 面 積	, m ²
占 用 者 名	市
連絡先（電話番号）	市 課（ - - ）
所 轄 事 務 所 名	事務所 出張所

3-4-2 包括占用区域の具体的利用方法の決定

具体的利用方法を決定するにあたって、以下のような事項に留意する必要があります。

- ・ 準則第7に規定する占用施設に該当する施設の設置による利用であること
- ・ 準則第10第1項に規定する計画（当該計画が定められている場合）に沿ったものであること
- ・ 都市計画に関する基本的な方針等に沿ったものであること

具体的利用計画の報告

- ・ 地方公共団体等は、具体的利用方法が決定したときは、河川管理者あて報告する必要があります。

[報告を求める趣旨]

地方公共団体等の包括占用区域の利用は、この具体的利用方法によることとなりますが、具体的利用方法の決定にあたっての考え方に適合するものに限られますので、その旨確認するため、報告を求めることとしています。

よって、河川管理者は具体的利用方法の決定にあたって、準則第13第2項に規定するもののほか、第6から第11までの規定を十分に踏まえるなど準則に適合したものとなっているかどうか確認する必要があります。

なお、準則に適合しないものである場合は、当該具体的利用方法の内容が準則に適合したものとなるよう調整する必要があります。

3-4-3 使用契約の締結

包括占用の許可を受けた地方公共団体等準則第6に規定する者に包括占用区域の全部又は一部を準則第7に規定する施設の設置を目的として使用させることができます。(河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限られます。)

この場合において、地方公共団体等は、施設設置者と包括占用区域についての使用契約を締結することとなります。(別添の使用契約書例を参照)

使用契約の主な内容

- ・ 包括占用区域の使用の具体的内容については、下記事項を記載することとなります。
[設置する施設の概要(施設名称、数量、使用目的等)及び設置場所、契約期間、施設の整備方法、使用区域の維持管理方法等について規定する]
- ・ 使用上の制限(目的外使用の禁止)に関する事項
- ・ 施設使用状況の報告に関する事項
- ・ 施設設置者に対する地方公共団体等の指導監督(地方公共団体等の指導監督に服する)に関する事項
- ・ 工作物の設置等に係る許可申請の地方公共団体等経由に関する事項
- ・ 契約の変更に関する事項
- ・ 契約の解除等に関する事項
[河川工事等の支障等による包括占用許可の取消、包括占用の廃止、河川法等の違反、契約不履行、施設の未完成、契約当事者間の任意解除等に関する契約の解除の条項を規定する]
- ・ 上記契約の解除等の場合における原状回復(施設撤去等)に関する事項
- ・ その他包括占用区域の適正利用、契約者当事者間の紛争の未然防止の観点から必要となる事項

使用契約の報告

- ・ 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、施設設置者と包括占用区域についての使用契約を締結したとき、使用契約の全部又は一部を変更したとき、使用契約の解除等があったときは、速やかに、河川管理者あて報告することとなります。
- ・ 地方公共団体等から使用契約に関する報告がなされた場合、河川管理者は、使用契約が準則第6、第7、第18に該当するか確認し、必要に応じ地方公共団体等を指導することとなります。

使用契約書例

使用契約書

市（以下「甲」という。）と施設設置者（以下「乙」という。）は、河川区域内の土地における包括占用区域（平成 年 月 日付け番号）の使用に関し、河川敷地占用許可準則（平成 1 1 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 6 7 号及び平成 1 7 年 3 月 2 8 日付け国河政第 1 3 9 号 事務次官通達）第十八第 2 項に基づき、次のとおり使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、甲が河川管理者から許可を受けた包括占用区域（以下「当該区域」という。）の使用にあたって、契約書に定めるもののほか、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）等関係法令を遵守し、契約を履行しなければならない。

3 乙は甲の指導監督に服すること。

（目的）

第 2 条 本契約は、当該区域内において、乙が設置する施設の使用内容、契約期間、施設の撤去に関する事項及びその他必要とする事項について締結するものである。

（設置する施設の概要）

第 3 条 甲が乙に対し、当該区域内において設置を認める施設は、次のとおりとする。

一 設置する施設の概要

- ・乙が設置する施設の場所 地先
- ・面積及び範囲 m^2 別添図面に示された範囲
- ・乙が設置する 施設については、～を目的として包括占用区域を使用する。

二 設置する工作物等の概要

工作物（治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置の場合）

- ・乙が設置する工作物の設置範囲 別添図面に示された範囲
- ・工作物の名称 施設
- ・数量の上限 台

工作物毎に記載すること

樹木

- ・乙が設置する樹木の設置範囲 別添図面に示された範囲
- ・樹木の名称
- ・数量の上限 本

樹木毎に記載すること

- その他の工作物（ 以外の工作物を設置する場合）
- ・乙が設置する工作物の設置箇所 別添図面に示された箇所
 - ・工作物の名称 施設
 - ・数量 台
- 工作物毎に記載すること

（使用期間）

第4条 本契約は、締結日から平成 年 月 日までとする。

（工作物の設置等及び維持管理等）

第5条 乙は、工作物の設置又は土地の掘削等を行うときは、甲を経由し、河川管理者の許可を受けなければならない。

- 2 乙は、工作物の維持修繕及び管理を行い、工作物の所有権を有するものとする。
- 3 使用区域内の清掃及び草刈り、工作物の整備は、乙が行う。
- 4 乙は、甲を経由し河川管理者に提出する洪水時の「撤去計画書」を遵守するものとする。

（契約の変更等）

第6条 甲は、第6条第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況により、契約を変更し、又は無効にすることができる。

- 2 乙は、契約内容を変更しようとするときは、甲と協議し、あらためて契約を締結しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（施設の撤去に関する事項）

第8条 契約の終了、契約の解除があったときは、乙において設置した施設を乙の責任において撤去し現状に回復すること。

2 乙は、前項により現状に回復しようとするときは、甲を経由し、河川管理者の許可を受けなければならない。

（禁止事項）

第9条 乙は、第3条に定める目的以外に使用してはならない。

- 2 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 3 乙は、使用の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者に与えた損害)

第10条 乙は第4条に定める区域の使用又は第3条に定める施設の設置若しくは管理の瑕疵により、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第11条 甲は、地震、火災、風水害、盗難その他甲の責に帰すことのできない事由によって乙の被った損害については、甲は賠償する責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この契約に関して、疑義が生じたときは、すみやかに甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 この契約を証するため、契約書 通作成し、当事者それぞれ押印のうえ、各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 地方公共団体等の長 印

乙 印

3-4-4 工作物の設置等の許可

包括占用区域において、工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければなりません。

申請書類

河川法施行規則第12条に定める必要書類を添付し、申請することとなります。

- ・ 別記様式第八の(甲)及び(乙の4)又は(乙の5)並びに使用契約書写及びその他必要図書
- ・ 治水上支障の小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置及び樹木の栽植については、申請書又は添付図書(利用計画に関する平面図等)に工作物の設置等の範囲及び上限の数を記載すれば足りることとなっています。

工作物の設置等の許可申請は、包括占用のための許可申請と同時にすることもできます。

申請者

- ・ 工作物の設置等を行う者が地方公共団体等である場合は、当該地方公共団体等、施設設置者である場合は、当該施設設置者が申請することとなりますが、施設設置者が許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うこととなります。

なお、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植を目的とする場合に限り、申請することができます。

[許可申請書記載例]

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除去)			
1	河川の名称	水系 川 岸	
2	目的	平成 年 月 日付け 市の包括占用に基づく	号において許可を受けた 等の設置
3	場所	市 町 地先	
4	工作物の名称又は種類	ベンチ (10 台)	
5	工作物の構造又は能力	別紙図面のとおり	
6	工事の実施方法	委託工事	
7	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)	

(乙の5)

(土地の形状変更、竹木の植樹、竹木の伐採)			
1	河川の名称	水系 川 岸	
2	行為の目的	平成 年 月 日付け 市の包括占用に基づく	号において許可を受けた 等の植栽
3	行為の場所及び行為に係る土地の面積	市 町 地先	m ²
4	行為の内容	植樹 (全体 : を 本、 を 本)	
5	行為の方法	別紙のとおり	
6	行為の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)	

許可にあたっての留意事項

- ・ 治水上支障の小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置及び樹木の栽植の許可については、その設置等の範囲及び上限の数を条件に付すこととなります。
- ・ 包括占用区域内でイベント等を開催する場合において、当該イベントを実施するために必要となる資機材・椅子等の設置は、河川法第26条の許可対象となる工作物の設置に該当しません。

しかし、イベント開催時（準備、後片づけ時含む）に洪水等が発生した場合は、資機材・椅子等の撤去が適切に実施できるよう、包括占用区域でのイベント使用にあたっての条件を使用契約書上明記しておく必要があります。

また、洪水時等においては必要に応じ地方公共団体等も施設設置者と協力することによって治水対策に万全を期す必要がありますので、併せてその旨包括占用許可にあたっての許可条件に明記しておくことが必要です。

3-4-5 河川現況台帳への記載

包括占用に係る河川現況台帳調書（丙の6）への記載については、「件名」欄に件名を記載し、「(包括)」を追記してください。

河川現況台帳調書（丙の6）							
						種類	
水系名			河川名		図面番号		
河の概 川許要 の可 使等 用の	件名	許可を受けた者	位置	許可の年月 日及び番号	許可 期間	図面 番号	摘 要
	(包括)						
調製年月日				()			

3-4-6 包括占用許可の継続申請

申請書類

- ・ 河川法施行規則第12条に定める別記様式第八の(甲)及び(乙の2)
- ・ 前回包括占用許可書(写)及び工作物の設置等許可書(写)
- ・ 施設設置者との使用契約書(写)及び施設設置者一覧(使用者名、住所、連絡先、担当責任者等)
- ・ 包括占用区域の利用状況をあらわす平面図等

継続申請の時期

期間満了の日の1ヶ月前までに継続の許可申請を行うことが一般的です。